

実習生が妊娠したら

■実習生に対し、妊娠・出産等を理由とした解雇や不利益な取扱いとは法律で禁止されています。倒産等のやむを得ない場合を除き、監理団体・実習実施者の一方的な都合により、技能実習生の意に反して帰国させることはできません。

■出入国在留管理庁のホームページに対応に関するQ&Aやリーフレットが掲載されておりますので、一度ご確認くださいませ。



資料出典：出入国在留管理庁「技能実習生の妊娠・出産について」

I. 管理団体・実習実施者向けリーフレットの一例

大切なおしらせ

監理団体・実習実施者の皆様へ

妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

- ・妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いとは法律で禁止されています。
- ・送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。
- ・技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、監理団体・実習実施者は技能実習生と話し合い、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応をしてください。

技能実習生の妊娠が分かったら

○技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

＜妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと＞

- 実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発生する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
- 実習実施者は、技能実習生が妊産婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
- 実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に通院緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
- 監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

○監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

技能実習生と話し合っていたきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。
- 技能実習生が帰国を希望する場合には、「妊娠等に関連した技能実習期間満了前の帰国についての申告書」（技能実習制度運用要領参考様式1～42号）を活用しつつ、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終りまで円滑に行えるよう努めてください。
- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があり、技能実習生に負担させることは禁じられています。
- 技能実習を中断又は中止することとなった場合には外国人技能実習機構に技能実習困難時届出書を提出してください。（同届出書を提出した場合であっても、技能実習計画の変更認定申請により、実習を再開することができます。）

出入国在留管理庁・厚生労働省・外国人技能実習機構 LL050403開海01

大切なおしらせ

技能実習生が日本で出産する場合の留意点

○出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院に必要な物や書類の用意など、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

【出産に伴う手当等の支援制度】

- ・健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。また、健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けられなかったときは、出産手当金が支給されます。これらの給付は、国籍や出産の場所等に関わらず、受けることができます。
- ・健康保険と厚生年金については、産前産後・育児休業期間中の保険料が免除されます（健康保険組合又は年金事務所で手続が必要です。）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所で手続が必要です。）。

○技能実習生が産前産後休業（※）を取得する場合は、技能実習の一時中断となるため、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届を提出する必要があります。また、在留資格の手続きについては、地方出入国在留管理局へ相談してください。

（※）産前産後休業
実習実施者は、産前は出産予定日の6週間前から、産後は原則として8週間、女性の技能実習生を就業させることはできません。

○技能実習生に、育児休業制度の利用可否について説明し、取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

育児休業は、「子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。

※労働契約の満了の時点は、在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階（第2号又は第3号）の技能実習を予定しているかで判断してください。

※育児休業給付金は、在留資格にかかわらず支給されます。

○お子さんの出生に係る届出等手続については、市町村や、在日大使館に確認するなどし、在留資格の取得手続きについては、地方出入国在留管理局に相談し、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

問い合わせ先:外国人技能実習機構（TEL:03-34453-8000）

～各制度の問い合わせ先は、以下のとおり～

厚生年金について⇒年金事務所	育児休業について → 労働局
国民年金について⇒年金事務所又は市区町村	産前産後休業について
健康保険について⇒加入先の医療保険者	
（協会けんぽ加入者の保険料免除については年金事務所）	
国民健康保険について⇒市区町村	在留資格について⇒入管庁

出入国在留管理庁・厚生労働省・外国人技能実習機構

II.Q&Aの一例

外国人技能実習機構への届出等について（Q&A）

	質 問	回 答
1	技能実習生が妊娠しました。解雇して帰国させることはできないのでしょうか。	妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益な取扱いは法律で禁止されています。 倒産等のやむを得ない場合を除き、監理団体・実習実施者の一方的な都合により、技能実習生が、実習期間の途中で、その意に反して帰国させられることはあってはなりません。
2	技能実習生が妊娠したため、医師の助言を基に、技能実習計画で定めた作業内容を変更する必要が生じました。	必須業務、関連業務及び周辺業務として記載した具体的な業務の内容を変更する場合には技能実習計画輕微変更届出が必要となります。 また、この変更に伴って、月ごとの実習時間や必須業務、関連業務及び周辺業務として記載した具体的な業務ごとの実習時間に変動が生じる場合には、内容により技能実習計画変更認定申請又は技能実習計画輕微変更届出が必要となります。 外国人技能実習機構地方事務所・支所の認定課へ御相談ください。
3	話し合いの結果、妊娠した技能実習生の希望により、技能実習を終了して帰国することになりました。	外国人技能実習機構地方事務所・支所の認定課に技能実習実施困難時届出書を提出してください。 なお、項番1の回答にあるとおり、妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益な取扱いは法律で禁止されているほか、本人が希望する場合は出産後に技能実習に復帰することも可能ですので、技能実習生とは十分な話し合いを行い、技能実習生の希望を踏まえた対応をしてください。
4	技能実習生が一時帰国し、母国で出産することになりました。	外国人技能実習機構地方事務所・支所の認定課に技能実習実施困難時届出書を提出してください。 なお、技能実習生には実習の再開時期や手続等について十分な説明をしてください。
5	出産のため一時帰国していた技能実習生について、中断後の技能実習の再開を希望しています。	同じ段階の技能実習を再度行うことにやむを得ない事情があるものとして、外国人技能実習機構地方事務所・支所の認定課に技能実習計画の認定を申請してください。 この場合、技能実習を中断した理由及び再開するに至った経緯を記載した理由書（様式自由）の提出が必要です。 実習期間は、既に行った同一段階の実習期間と通算して法律上の上限の範囲内となります。

III.実習生向けリーフレットの一例 ※多言語版あり

妊娠中の技能実習生のみなさんへ

たいせつなお知らせ

・日本では、妊娠（子どもがお腹にいること）したことで仕事をやめさせることは法律で禁止しています。

・送出機関や監理団体は、あなたの妊娠を理由に、**あなたが実習を続けたいの**にあなたを国に帰すことは許されません。

・仕事をやめさせられそうになったり国に帰るよう言われたら、**外国人技能実習機構(OTIT)へ相談してください**。OTITが助けます。

※連絡先は裏のページを見てください

妊娠したらどうしたらいいの？

☑ 妊娠したら、監理団体の相談できるところや実習している場所の人に妊娠したことを知らせましょう。

☑ 外国人技能実習機構や、住んでいる場所にも相談できるところがあります。※連絡先は裏のページを見てください

☑ 住んでいる場所の手続きをすることで、妊娠の届けを出しましょう。

☑ 住んでいる場所の手続きをすることで、母子健康手帳（お腹に赤ちゃんがいるひとが、住んでいるまちの役所からもらう手帳です。赤ちゃんやお母さんの健康などについて書くものです。）と妊婦健康診査（住んでいるまちの役所が赤ちゃんが健康かどうか調べることです）の受診券などがもらえるので、妊娠中は定期的に妊婦健康診査を受けましょう。

妊娠しても働けるの？

☑ 日本では、妊娠などを理由に仕事をやめさせることやあなたに不利になることは禁止されています。あなたが実習を続けたいのなら、技能実習を続けることができます。

☑ 日本では、**子どもが生まれる予定の日の6週間前から仕事を休む**ことができます。

仕事を休み、休んでいる間の給料がない場合、あなたが入っている健康保険（会社で働いているひとが入る保険です。みんなからお金を集めて、けがや病気で病院に行く入を助ける制度です）から、出産手当金（いつもの給料の60%ほどのお金です）がもらえます。

赤ちゃんを産んだ後、技能実習を続けられる？

☑ 日本では赤ちゃんを産んだ後、あなたの健康のため、8週間仕事をすることができません。そのあと、もう一度技能実習をはじめることができます。

仕事を休み、休んでいる間の給料がない場合、あなたが入っている健康保険から出産手当金がもらえます。

☑ 技能実習を一時中止し、国に帰って赤ちゃんを産んだ場合も、もう一度日本に来て技能実習をはじめることができます。（手続きが必要です。）

☑ 技能実習を一時中止したあとに、もう一度技能実習をはじめるためには、外国人技能実習機構などで手続きが必要です。いつからはじめたいのか監理団体・実習実施者に知らせましょう。

出入国在留管理庁・厚生労働省・外国人技能実習機構 LL030514開海01

相談したいとき

たいせつなお知らせ

困ったときは外国人技能実習機構(OTIT)に相談してください
(電話やメールで相談が可能です)

相談できる言葉	相談できる日と時間	電話番号	OTIT URL
ベトナム語	月曜日～金曜日、土曜日 11:00～19:00 (土曜日: 9:00～17:00)	0120-250-168	https://www.support.otit.go.jp/soudan/vi/
中国語	月曜日、水曜日、金曜日、土曜日 11:00～19:00 (土曜日: 9:00～17:00)	0120-250-169	https://www.support.otit.go.jp/soudan/cn/
インドネシア語	火曜日、木曜日 11:00～19:00	0120-250-192	https://www.support.otit.go.jp/soudan/id/
フィリピン語	火曜日、木曜日、土曜日 11:00～19:00 (土曜日: 9:00～17:00)	0120-250-197	https://www.support.otit.go.jp/soudan/phi/
英語	火曜日、木曜日、土曜日 11:00～19:00 (土曜日: 9:00～17:00)	0120-250-147	https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/
タイ語	木曜日、日曜日 11:00～19:00 (日曜日: 9:00～17:00)	0120-250-198	https://www.support.otit.go.jp/soudan/th/
カンボジア語	木曜日 11:00～19:00	0120-250-366	https://www.support.otit.go.jp/soudan/kh/
ミャンマー語	火曜日 11:00～19:00	0120-250-302	https://www.support.otit.go.jp/soudan/mm/

妊娠中の心配なことや生活していて困ったことがあれば
住んでいる地域の相談できるところでも相談できます

外国人生活支援ポータルサイト	http://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf ※地域によって相談できる言葉がちがいます。
多言語生活相談窓口 (（一財）自治体国際化協会)	http://www.clair.or.jp/j/multiculture/association/consultation_list.html

「生活・就労ガイドブック」にも赤ちゃんを産むことや
育てることについて情報が書いてあります

<http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>

書いてある言葉：日本語（やさしい日本語を含む）、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー語、クメール(カンボジア)語、フィリピン語、モンゴル語

出入国在留管理庁・厚生労働省・外国人技能実習機構

IV.技能実習生の妊娠・出産に係る実態調査結果の一例

第2 調査の結果

1 妊娠・出産に係る制度の認知・説明状況に関すること

①妊娠・出産を理由とした不利益取扱いの禁止、②出産のための休暇、③妊娠に係る相談窓口・出産一時金の制度、④外国人技能実習機構に相談できること、⑤帰国後に再入国して実習が可能であることについて、「説明を受けて知っている」と回答した者の割合はそれぞれ、59.1%、37.8%、32.5%、45.1%、34.2%となり、「説明を受けていないので知らない」と回答した者の割合は、25.8%、44.8%、53.2%、38.2%、52.3%となっている。国籍別の状況は、図2～6のとおりとなっている。

図1：「次のことを知っていますか？また、監理団体やあなたが今働いている会社（実習実施者）、送出国から説明を受けたことがありますか？」への回答

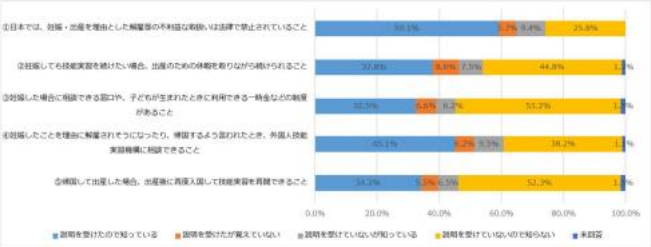


図2：「日本では、妊娠・出産を理由とした解雇等の不利益な取扱いは法律で禁止されていること」への回答

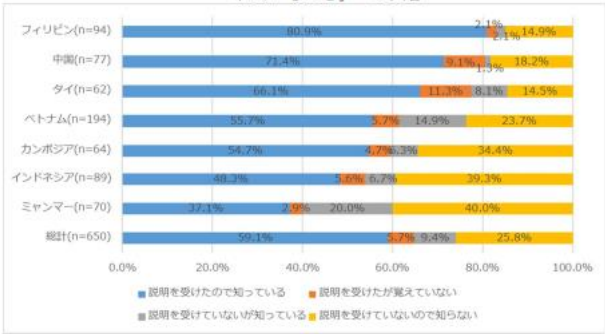


図3：「妊娠しても技能実習を続けたい場合、出産のための休暇を取りながら続けられること」への回答

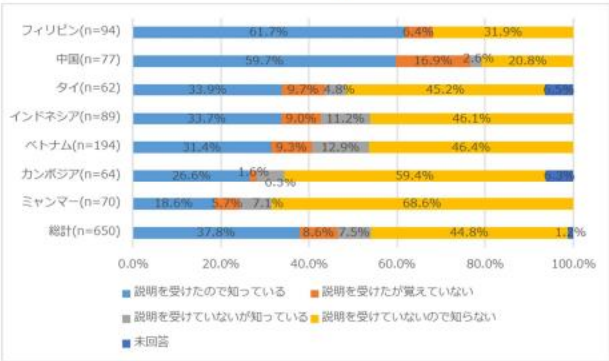
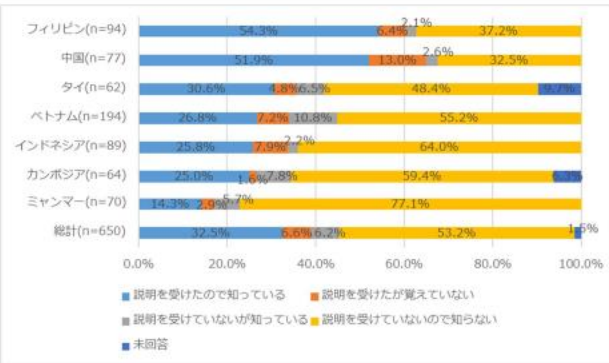


図4：「妊娠した場合に相談できる窓口や、子どもが生まれたときに利用できる一時金などの制度があること」への回答



→技能実習生の妊娠・出産についてはセンシティブな内容である一方、監理団体・実習実施者と同様に技能実習生もその内容について知っておくべき事柄です。

上記のリーフレットを活用し、実習生に周知を行い、正しい情報を理解してもらうことが大切です。